



新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策まとめ

※補正予算の成立以降に確定

公明党

個人・世帯向け



給付 (もらえる)

新型コロナウイルスで影響を受けている**すべての方**に

離職等で**住居を失った・失うおそれがある**

子育て世帯で家計が大変

失業・収入減で大学等の**授業料**が支払えない

特別定額給付金※

一律1人10万円を給付

住居確保給付金※

家賃実費支給 各地域で上限あり
支給期間: 原則3カ月

児童手当増額※

今年6月支給分に**子ども1人あたり1万円を増額**
(手続き不要)

高等教育修学支援制度

授業料減免+返済の必要のない**給付型奨学金**

貸付 (かりる)

収入が減って**家計の維持が難しい**

緊急小口資金(特例貸付)

貸付上限**~10万円**(特に必要の場合は**~20万円**)
据置期間: 1年以内、償還期間: 2年以内

総合支援資金(特例貸付)

無利子
無保証

2人以上世帯は**~月20万円**、単身は**~月15万円**
据置期間: 1年以内、償還期間: 10年以内
原則3カ月まで

猶予 (支払延長)

市区町村民税・固定資産税が支払えない※

自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定

国民健康保険料・国民年金保険料が支払えない

自治体の判断で保険料の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険は免除制度あり

公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない

支払期限を1~4カ月延長(いずれも事業者向けにも支払い猶予あり)

住宅ローンが支払えない

今後の利払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

総務省コールセンター 03-5638-5855
09:00~18:30(土日祝除く)

各市区町村の窓口

各市区町村の窓口

日本学生支援機構 0570-666-301
09:00~20:00(土日祝除く)

各市区町村の社会福祉協議会
厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
0120-46-1999 09:00~21:00(土日祝含む)

各市区町村の窓口

各市区町村の窓口

各電気・ガス・水道・電話等事業者

各金融機関

事業主向け



給付 (もらえる)

感染拡大防止のための休業等の協力に対する「協力金」を支給する自治体もあります(東京都、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県など)

自粛などで**業績が悪化(売上げ半減)**

持続化給付金※

2020年で特に厳しい月(1~12月)の売上げが前年比50%減の場合、
年換算した減収額を給付
上限: **中小200万円、個人事業100万円**

従業員に休んでもらう場合

雇用調整助成金(コロナ特例)

休業等助成(中小なら**10分の9**まで)
助成率は、企業規模・雇用条件で変動

従業員に**子どもがいる**場合

小学校休業等対応助成金

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成

フリーランスで子どもがいる場合

小学校休業等対応支援金

小学校等休校で休業したフリーランス
1日あたり4,100円(定額)を助成

貸付 (かりる)

資金繰りのため融資を受けたい

無利子・無担保融資
(借り換えも可)

コロナの影響で前年比5%以上の売上減少
据え置き最大5年

セーフティーネット保証(4・5号)
/危機関連保証

信用保証付き融資を限度額までご利用中の方に、**与信枠を大幅拡充/保証料・利子を減免(最大ゼロ金利)**

マル経融資の金利引き下げ

前年比5%以上で売上減少で 融資限度額:**別枠1000万円**
当初3年間 金利を**0.9%引き下げ**

猶予 (支払延長)

法人税や消費税などの納税が難しい※

法人税や消費税、基本的にすべての税

収入が減少(前年同月比**▲20%**以上)した事業者は**無担保かつ延滞税なしで納税を猶予/固定資産税は軽減措置も**

社会保険料が支払えない

健康保険料や厚生年金保険料が猶予

事業の休止や著しい損失があった場合に**納付が猶予**

経済産業省 0570-783-183
中小企業 金融・給付金相談窓口 09:00~17:00(土日祝含む)

厚生労働省 0120-60-3999
コールセンター 09:00~21:00(土日祝含む)

日本政策金融公庫 0120-154-505
09:00~19:00(土日祝除く)

民間金融機関※

取引のある金融機関
または最寄りの信用保証協会

日本政策金融公庫 0120-154-505
09:00~19:00(土日祝除く)

各地域の税務署

健康保険協会または組合・日本年金機構

2020年4月18日時点の情報